

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年12月26日

<b>開催日</b>	平成26年12月25日	<b>時 間</b>	10:00～12:00																																				
<b>場 所</b>	金沢公会堂3号室	<b>出席人数</b>	14名																																				
<b>講 師</b>	真田雅行氏	<b>作成者</b>	佐藤和広																																				
<b>テーマ</b>	第二学習 江戸時代の絵島生島事件⑫(処分と江戸時代の刑罰について)																																						
<b>概要</b>	<p>江戸時代の裁判 民事と刑事の区別があり、民事では同じ村の場合はまず村役人に訴える。これが調停役になり和解を勧める。それでも和解しない場合は領主、最終的には幕府まで行くが、幕府は民事には介入したがる。訴訟人と被訴訟人の領主が違う場合は評定所が行い、決着は民事は“裁許”、刑事は“落着”と呼ぶ。</p> <p>裁判の管轄は人別帳により判断される。</p> <p>幕府評定所・・・他領、他支配に関連する訴訟。 寺社奉行・・・全国の寺社領の行政司法。関八州外の旗本領の訴訟裁判。 勘定奉行・・・幕府の直轄地訴訟。幕領と関八州の私領との訴訟。 町奉行・・・江戸町中からの訴訟。</p> <p>特例として籠訴（かごそ）というのがあり、文字通り籠に乗っている特別な身分の人に直接訴えるものであるが、この訴えは禁止されており、訴えた本人はもちろんのこと、家族、親戚までが処分されることが多い。</p> <p>①絵島事件では、絵島は死刑のところを月光院の嘆願により一等を減じられ永遠流となった。絵島の兄白井平右衛門と奥山喜内が死罪、永遠流5人、流罪4人、改易1人、追放5人、その他関係小役人・役者・出入商人を含め関係者約1400名が処罰された。白井平右衛門（絵島の兄、小普請で絵島の遊興を助長）には8才と4才の子供がいたが、15才まで親類に預けられその後流罪とされた。</p> <p>②「安政の大獄」 そうそうたる諸侯（主に一ツ橋派）等が処罰された。</p> <table border="0"> <tr> <td>徳川斉昭</td> <td>前水戸藩主</td> <td>国許永蟄居</td> <td>徳川慶喜</td> <td>一ツ橋家当主</td> <td>隠居・慎</td> </tr> <tr> <td>徳川慶怒</td> <td>尾張藩主</td> <td>隠居・謹慎</td> <td>徳川慶篤</td> <td>水戸藩主</td> <td>差控</td> </tr> <tr> <td>松平慶永</td> <td>福井藩主</td> <td>隠居・謹慎</td> <td>山内豊信</td> <td>土佐藩主</td> <td>隠居</td> </tr> <tr> <td>伊達宗城</td> <td>宇和島藩主</td> <td>隠居</td> <td>近衛忠熙</td> <td>左大臣</td> <td>落飾・慎</td> </tr> <tr> <td>鷹司輔熙</td> <td>右大臣</td> <td>落飾・慎</td> <td>青蓮院宮</td> <td></td> <td>退隠・永蟄居</td> </tr> <tr> <td>三条実方</td> <td>内大臣</td> <td>落飾・慎</td> <td></td> <td></td> <td>“慎”とは武士や公家に科した刑罰の一。家の内一室に籠居して昼間外出することを許さないもの</td> </tr> </table>			徳川斉昭	前水戸藩主	国許永蟄居	徳川慶喜	一ツ橋家当主	隠居・慎	徳川慶怒	尾張藩主	隠居・謹慎	徳川慶篤	水戸藩主	差控	松平慶永	福井藩主	隠居・謹慎	山内豊信	土佐藩主	隠居	伊達宗城	宇和島藩主	隠居	近衛忠熙	左大臣	落飾・慎	鷹司輔熙	右大臣	落飾・慎	青蓮院宮		退隠・永蟄居	三条実方	内大臣	落飾・慎			“慎”とは武士や公家に科した刑罰の一。家の内一室に籠居して昼間外出することを許さないもの
徳川斉昭	前水戸藩主	国許永蟄居	徳川慶喜	一ツ橋家当主	隠居・慎																																		
徳川慶怒	尾張藩主	隠居・謹慎	徳川慶篤	水戸藩主	差控																																		
松平慶永	福井藩主	隠居・謹慎	山内豊信	土佐藩主	隠居																																		
伊達宗城	宇和島藩主	隠居	近衛忠熙	左大臣	落飾・慎																																		
鷹司輔熙	右大臣	落飾・慎	青蓮院宮		退隠・永蟄居																																		
三条実方	内大臣	落飾・慎			“慎”とは武士や公家に科した刑罰の一。家の内一室に籠居して昼間外出することを許さないもの																																		
<b>予定</b>	<p>平成27年1月8日 10:00～12:00 於:金沢区民活動センター</p> <p>第一学習 永嶋家文書①</p>																																						